

<別紙 2>

平成22年(行ウ)第2号

原告 奥村悦夫 外6名

被告 今治市 外5名

準備書面(17)

2011年 7月 4日

松山地方裁判所 御中

原告 奥 村 悦 夫

原告 高 井 弘 之

原告 別 府 有 光

上記3名をのぞく原告ら4名の訴訟代理人
弁護士 生 田 暉 雄

被告 準備書面（１）「（７）本件採択」への反論

一 当該採択会議についての被告の説明は、＜事実＞に反している。

被告は、「準備書面（１）」の「第１の１の（７）本件採択」の項を、以下のように結論している。

「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い、教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べたうえで、地教行法第１３条第３項の規定により多数決により採択を決したものであり、なんら教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基つき恣意的に決定したものでも、法令や文科省初等中等教育局長通知（原告らの準備書面（８））に反するものでもない。

以上のとおり、教育委員会が行った採択は、法律の定めるところにより、その裁量の範囲内で行ったものである。」

また、結論部に到るまでのところにおいて、当該採択においては、上記の他に、学校教育法・学習指導要領に示す目標・今治市教科書採択基本方針・今治市教育委員会基本方針に則らなければならないこと、かつ、則った旨を記している。

教科書採択が、「教育委員会基本方針」等に則る必要があるかどうかということは別にして、ここでは、被告が、当該採択にあたって則った（ゆえに違法ではない）とする、上記の法律・方針・資料等に、ほんとうに則り、即して、採択を行ったのかどうかについて、検証することとする。

① 教育委員らは、「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い」たか？

当該教科書採択を行った２００９年第１５回教育委員会議事録（証拠甲５号証。以下、当該会議の状況、各委員の発言などは、すべて、この証拠から引用。）から明らかなように、当会議において、各委員らは、「調査報告書」「採択協議会の結論」「選定資料」を「参考資料として」まったく「用い」ていない。

上記のことは、「議事録」を、ただ、その字義どおり読んでいけば歴然としている。

ただ、「会議において、参考資料として用い」たのではなく、委員らにおける単発的、自己完結的、前置きのな、ただの言葉としてならば、それら「資料」の名が、以下のように、少しだけ登場する。そこで、委員らの発した、これらの「資料」の名が、「ただ、その名を出しておく」というアリバイ作りのためにのみ発せられたものであり、何ら実体のないものであることを、念のため、検証しておく。

まず、高橋教育長。

「今治地区教科用図書採択協議会の平成22年度使用教科書調査報告書と審議を基に、県の調査資料を参考に、今治市教育委員会基本方針に基づきまして考えましたところ、現行の東京書籍にしていきたいと思います。」
(歴史的分野)

「今治地区教科用図書採択協議会の報告書と審議を基に、県の調査資料を参考に、今治市教育委員会基本方針に基づきまして考えましたところ、現行の日本文教出版、旧大阪書籍にしていきたいと思います。」(公民的分野)

以上から明らかなように、高橋教育長は、上記「各資料」を自分が、ただ、参考にしたと言っているだけであり、何の、どこを、どのように参考し、その結果、自分は、このような意見を持つに至った、というような形では、一切、言っていない。つまり、ほんとうに参考にしたのか、「参考資料として用い」たのかどうかさえ、わからないレベルでの発言であり、ただ、上記「各資料」のタイトル名を発したという程度のことなのである。

まして、それらを参考にしての審議が進んでいくような形での、意見表明を行ったのでは、決してない。むしろ、教育長の立場から、上記「各資料」を参考にした形での討議や審議をするよう促すことも、一切していない。ただ、単発的、自己完結的に、上記「各資料」名を口にしたに過ぎない。

同じく、西本委員も、ただ、扶桑社版の採択理由を主張する、前置きのな形で、「採択協議会の現場の意見も受け止めています」(歴史的分野)と述べているだけである。ただ、それだけである。

「採択協議会の現場」のどのような「意見」を、どのように「受け止め」、どのように認識し、それらに対して、自分は、どのような意見を持ったか、とい

うようなことは、一切、述べていない。まして、それら、「現場の意見」を「参考」にし、比較する形で、自らの採択希望教科書を表明するというようなスタイルを、表面的、形式的にさえ、とってはいないのである。つまり、どのように「参考資料として用い」たかは一切わからず、やはり、ほんとうに「参考資料として用い」たのかどうかの確認さえとれないレベルで、「採択協議会」の名を登場させているだけなのである。

藤井委員も、以下のような形で、「採択協議会」の名を出している。

「採択協議会から出ております旧大阪書籍版も良い教科書だと思えました。説明が分かりやすく書かれております。しかし結論から申しますと扶桑社でお願いしたいと思えます。その理由といたしましては〔略〕(公民的分野)

やはり、ここでも、扶桑社版の採択理由を主張する、前置きの形で、「採択協議会」を登場させている。しかし、いかにも、とってつけた感じ、「登場のための登場」、であることが一目瞭然である。「良い教科書だと思」う理由は、「説明が分かりやすい」ということだけである。しかも、どこの、何の「説明が分かりやすい」ということさえ、まったく明らかにしていないのである。

また、「採択協議会」が答申した教科書の名は出しているが、その「答申理由・調査報告書」の内容・中身を「参考資料として用い」たうえで、それらに対する意見を述べたり、あるいは、それら「参考資料」と、自らの主張する扶桑社版との間で、どのような比較・検討を行い、その結果はどのようなであったか、ということについては、一切述べていない。

つまり、上記「各資料」を「参考資料として用い」た痕跡はまったく存在していないのである。ただ、アリバイ的に、「採択協議会」答申教科書の名を、出しておいたに過ぎない、と言うしかない。

井門委員においては、上記「各資料」の名は全く出していないが、ただ、採択協議会の答申教科書である東京書籍と自らが主張する扶桑社版とを比較してみせるところが、ほんの少しだけある(歴史的分野)。

しかし、その内容は、両社の教科書に登場する人名の数の多さの比較であったり、小田委員長が市内の学校に寄贈した銅像であるところの二宮尊徳などが、東京書籍には出ていないことの指摘であったりと、おおよそ歴史学習の内容・目的とも、「調査報告書」等における(教科書を調査・検討する場合の)「具体的な観点」などとも何ら関係のない、まったく委員個人の恣意的な比較基準を

使って、その一点における比較結果を述べているに過ぎない。

むろん、上記「各資料」を、「参考資料として用い」ての比較・検討、発言に関しては、やはり、井門委員も全く行ってはいない。

以上、名前だけでも、上記「各資料」が出てきているときの発言内容を検証し、この場合においても、「各資料」を「参考資料として用い」ることは、全くしていなかったことを明らかにした。

しかも、採択協議会の答申教科書どおりの採択を主張した高橋教育長が、前記のとおり、言葉だけの形でも、「各資料」すべての名を出している以外、他の委員からは、採択協議会の名が出ただけで、「調査報告書」や「選定資料」の名は、まったく発せられてさえいないのである。

採択協議会の答申教科書ではない扶桑社版教科書の採択を、計画的、精力的にもくろんだ小田委員長にいたっては、「被告 準備書面（1）」において、「参考資料として用い」たとしていたところの「調査報告書」「採択協議会の結論」「愛媛県教育委員会の選定資料」のどの一つの名前をも、いっさい発してはいないのである。

② 被告らは採択過程の出発時から、「調査報告書及び採択協議会の結論」を「参考資料として用い」るつもりはなかった。

2009年4月8日の、教育委員会において、採択協議会の構成のあり方を決める論議が行われた。

そのとき、教育委員会事務局は、学校現場の校長・教頭先生及び保護者らのなかに、教育長・教育委員の代表が入って、いっしょに審議・論議する形を推奨した。しかし、小田委員長を中心に、井門委員、藤井委員ら、この8月の教科書採択において、歴史・公民ともに扶桑社版教科書の採択を強く主張した委員らはその事務局案を、強く拒否した。

このときの論議の「さわり」を紹介する。

高橋教育長

「(略) 採択は当然教育委員会でやる訳でございますけれども、その前、前段階でやはりどの教科書が良いかということは、やっぱりいろんな立場で見ただく、そういうものが教科書採択協議会になりますので、従来の方法よりも、やはりその中に教育委員さんの代表が入っていただいて、その審議の内容をまた教育委員会の意見を踏まえながら、その審議会の中で、いろ

いろ意見を話し合いながら、本当に子どもにとってよい教科書はどういうものかということ、考えていたらありがたいなという思いでございます。」

〔略〕

桜垣学校教育課長 「2番目の採択協議会のなかに、教育委員さんの代表も入っていただくというふうな方法もあります。」

小田委員長 「そこに入るとなると、そこで決まってしまうということになりますな。」

高橋教育長 「いいえ、そこでは決まりません。」

小田委員長 「いやいや、方向付けは決まる。そこらをどういうふうにするのか、我々5人の教育委員で最終決定を行う。そこで教育委員としての判断できるようにしてもらいたい。」

(第7回教育委員会議事録 証拠甲7号証)

教育委員会は、このような経緯を経た後、先生らを排した形での、教育委員のみによる、非公開の「勉強会」を、6回にわたって持った。(「準備書面 5」4頁参照)

そして、教育委員が入っていないで、先生らと保護者とだけで構成された採択協議会は、採択希望教科書として、歴史は東京書籍を、公民は日本文教出版を答申したが、教育委員会はその答申に沿うことなく、無視し、反して、両科目とも扶桑社版を採択したのである。(「準備書面 14」参照)

以上から明らかなように、教育委員らは、当該採択過程の当初から、「調査報告書」を作成し、また「採択協議会」を構成する学校現場の先生等の志向・影響力を完全に排したところでの、委員らの独断だけでの採択をもくろんでいたのである。

それは、すでに、2009年までの採択経過や採択関連資料によって、「調査報告書」の作成や「採択協議会」を構成する学校現場の先生らが、小田委員長らがその採択をもくろむ扶桑社版教科書に対して、とても低い評価しか与えていないことを熟知していたからである。

つまり、「調査報告書及び採択協議会の結論」(被告 準備書面(1)5ページ)の規定力を逃れ、「教科書採択協議会での審議を勘案」(「今治市教科書採択基本方針」)することを完全に拒否しないかぎり、今治市教育委員会において、

小田委員長らの望む扶桑社版教科書を採択することはできない採択システム・状況が、小田委員長らの前に、厳然と存在していたのである。

したがって、「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、さらに愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い」ないで「採択を決」する（被告 準備書面（1） 5～6 ページ）ことは、小田委員長らが扶桑社版を採択するためには避けて通ることのできない「採択方法」であったのであり、それは、採択過程の出発時から予定していた「方法」なのである。

それゆえに、①において明らかにした、教育委員らが「各資料」を「参考資料として用い」なかったという検証結果は、上記の理由から、あらかじめ、明らかであったことでもあるのである。

③ 教育委員らは、「教育基本法の基本理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べたうえで」「採択を決した」（被告 準備書面（1））か？

改訂された教育基本法において、「理念」的なことが書かれているのは、第一条（教育の目的）と第二条（教育の目標）のところであるから、上記「教育基本法の基本理念」という言葉で表現している内容にあたる部分は、ここにおいて存在しない。

当該教科書採択が行われた教育委員会の議事録(同上)から、この一条・二条の内容に即しているか、あるいは、それに近い内容の発言を行っているところを探してみる。

第一条の「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた」、第二条一の「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い」、第二条二の「個人の価値を尊重して」等々に当たる発言は、いっさい行われていない。第二条の三や四に当たる発言もいっさい、ない。

委員らは、「教育基本法の基本理念に則った視点から」見ると、というような言葉は、一度も発してはいないのだが、あえて探してみると、唯一、関連すると思われる、委員の言葉が出てくるのが、第二条の五の中の一部の部分である。以下、ピックアップしていく。

「日本人として失われつつある伝統・文化の伝承、日本の心を問いかけている部分がたくさんあるのではないかと思います、私も扶桑社でお願いしたいと思います。」（西本委員）

「（扶桑社版は）愛国心とか郷土愛、これを育てる教科書であろうと思います。」（小田委員長）

「(扶桑社版は) 日本を好きになれます。」(井門委員)

では、実際の教育基本法の条文は、どうなっているだろうか。

「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」

説明するまでもなく、一目瞭然だが、各委員らは、この条文の中の、扶桑社版を採択するのに都合が良いと自分たちが考えた前半部分のみを、まさに「恣意的に」取り出して、「扶桑社版にはそれがあるから良い」と主張しているのである。

(ただし、「日本の伝統と文化」に関しても、扶桑社版は、天皇や支配層の「伝統と文化」については、間違いも含めて、不必要なまでに記述しているが、他社の教科書が多くスペースをさいている「日本の庶民・民衆の伝統と文化」については、全くといっていいほど記述していない。)

逆に、扶桑社版の内容とは正反対のことを書いているからか、あるいは、この教育基本法 第二条の五の条文(全体)を、そもそも知らなかったからか、後半の「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」という部分に関することについては、まったく何も触れていないのである。

この条文の前半は、自国・日本に関すること、後半は、自国と他国・国際社会との関係に関することについての記述だから、両者は、明らかに、相互補完的な関係を成しており、前半・後半を一セットとした全体で、はじめて、条文としての意味をもつものである。このことは、このような、ごく、わかりきった説明をしなくても、読めば、一目瞭然のことだろう。

このような構成で書かれている条文の、条文全体にではない、前半の一節にのみ対応する扶桑社版教科書の特色を指摘したところで、それが、「教育基本法の基本理念に則った視点からの意見を述べた」などとは決して言えないことは、あまりにも明らかだろう。

つまり、委員らは、「教育基本法の基本理念に則った視点からの意見」など、まったく述べていないのである。

上記3人の委員の発言は、歴史教科書についての発言の一部分だが、公民教科書についての発言においては、全委員とも、教育基本法との関係において、上記のようなレベルのものさえ、いっさい、していない。

つまり、公民教科書についての発言の中では、「教育基本法の基本理念に則った視点から意見を述べる」試みさえ、まったく行ってはいないのである。

④ 教育委員らは、「学校教育法」に則った審議を行ったか？

当該採択会議において、学校教育法の内容はおろか、「学校教育法」という言葉さえ、委員らの口から、まったく発せられていない。これは、当該議事録を見れば、簡単にわかることである。

つまり、教育委員らは、「学校教育法」に則った採択審議は、まったく行っていない。

⑤ 教育委員らは、「学習指導要領に示す目標」に則っているかどうかについての審議を行ったか？

<歴史的分野>

委員らの発言の中で、学習指導要領における「歴史的分野の目標」の中に出てくる言葉と、とりあえず関係のある言葉は、前出の「伝統と文化」と「日本を好きになる」といった意味合いの言葉である。

では、これらに関係する言葉が出てくる「歴史的分野の目標」の一項の全文は、どうなっているだろうか。

「歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解させ、それを通して我が国の文化と伝統の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。」

ここでも歴然としているように、この「目標」は、ただ「日本の文化と伝統」について記述していたり、「我が国の歴史に対する愛情を深め」ればよいとしているのではない。

あくまでも「歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解させることを通して」日本の文化と伝統の特色を考えるとということであり、さらに、それは、「広い視野に立って考えさせ」なければならない、としているのである。

しかし、各委員らの発言は、「我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解させることを通して我が国の文化と伝統の特色を広い視野に立って考えさせるために」扶桑社版の教科書が良い、という評価の仕方には全くなっていない。ただ、「日本人として失われつつある伝統・文化の伝承、日本の心を問いかけている部分がたくさんあるのではないかと思います」として、私

も扶桑社でお願いしたいと思います。」(西本委員)と言っているだけである。

また、最後の、「我が国の歴史に対する愛情を深め」のところも、前出の教育基本法 第二条の五と同様、あくまでも、この部分に到る、この項目のそれまでの文章の内容に規定される形でのみ存在しているものである。つまり、この項目全体の中で、はじめて、その意味をもつものであって、「この部分」のみを恣意的に取り出して使用すれば、それは、まったく別の意味をもつことになる性格のもの(一節)なのである。

しかし、ここでも、委員らは、これまでと同様、この部分だけに対応する形で、自らの意見を述べ、その点のみから、扶桑社版を評価する言葉を述べているのである。

この項目全体の意味・内容から扶桑社版を検討・評価するという立ち位置に立つことは全くせず、ただ、「扶桑社の教科書は、日本を好きになれます。」(井門委員)とか、「愛国心を育てる教科書であろうと思います。」(小田委員長)とか、言っているだけなのである。これほど貧困で、無内容な「教科書評価の言葉」はないであろう。

教育委員らが、「学習指導要領に示す目標」に則った採択審議をまったく行っていないことを示す証拠はこのことだけではない。

「歴史的分野の目標」は、前出の項目の他に、まだ3項目もある。しかし、それらについては、その内容全体どころか、その一節、その一部分に関連する言葉さえ、委員らの口からは、いっさい発せられていない。

これらの項目の中には、その内容から教科書を評価すれば、「自国中心的で、他国・他民族の立場を全く考慮していない」と言う評価が、国内的にも、国際的にも定着している扶桑社版には、きわめて不利になる、以下のようなものもある。

「歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに関心を持たせ、国際協調の精神を養う。」

また、「一方的な観念を子どもに押し付け、植えつけるような内容」と評価されている扶桑社版(「意見書」※ 3の(1)～(3)を参照、このうち歴史教科書については(3)の部分)にとっては、やはり不利となる、次のような項目もある。

※(「意見書一本件教科書の検定の違法性と今治市教委の採択の違法性一」高嶋

伸欣 琉球大学名誉教授／証拠甲36号証)

「身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味や関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。」

以上から明らかなように、委員らは、「学習指導要領に示す〈歴史的分野〉の目標」に則った審議を一切せず、歴史教科書を、ただ、「教育委員らの私的な個人好みや独善性にに基づき恣意的に決定した」のである。

<公民的分野>

「公民的分野の目標」も「歴史的分野」同様4項目あるが、「歴史的分野」と同じく、3項目に関しては、それぞれの内容の一節・一部分に関連する言葉さえ、いっさい発せられてはいない。

唯一、言葉の表面的な意味という点だけでは、関連している言葉が発せられているのが、以下の、井門委員の発言と藤井委員の発言である。

「自由には責任、権利には義務がつきものだということを、バランス良く書かれてあり」(井門委員)

「権利には義務が伴うと、はっきりと書いております。」

では、上記の言葉が出てくる項目の全文はどうなっているだろうか。

「個人の尊厳と人権の尊重の意義、とくに自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的素養を培う。」

見れば明らかだが、井門委員も藤井委員も、この項目の全文の中の、ごく一部だけを、やはり、恣意的に切り取ってきて、使っている。(あるいは、<公民的分野の目標>の、この項目の全文を知らないのかもしれない。)

この項目の基調は、見れば明らかなように、「個人の尊厳と人権の尊重の意義」「民主主義に関する理解を深める」「国民主権を担う公民」等の言葉で表されているものである。そのうえで、「自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させる」となっているのである。

したがって、＜歴史的分野＞のときの事例と同じく、この項目全体に則るのではなく、井門委員や藤井委員のように、その中の一節のみを恣意的に取り出して、あるいは、この項目の全文を知らないまま使うと、その一節が項目全体の中で持つ意味とは、まったく違った意味を持つものとなる。

委員らは、ここで、その「恣意的に変えられた意味」を使って、扶桑社版教科書を評価し、その採択を主張する一方、この目標項目の基調である、「個人の尊重と人権の尊重の意義」「民主主義に関する理解を深める」「国民主権」等々の視点からの検討・評価は、いっさい行っていない。つまり、「学習指導要領に示す＜公民的分野＞の目標」に則った教科書の検討・評価は、まったく行っていないのである

ちなみに、扶桑社版教科書は、「個人よりも国家、人権よりも国権を重んじる」「戦後の日本国憲法・民主主義制度よりも、戦前の大日本帝国憲法とその憲法下の制度を評価する」と評価されている。したがって、上記「目標項目」の意味・内容そのものに即し、則って、扶桑社版の評価をすれば、高い評価となることは決してありえない状況下で、当該採択審議が行われていたことを付記しておく。

さらに言えば、教育委員らが全く触れていない残りの三つの「目標」においては、上記および＜歴史的分野＞のところで示した扶桑社版の内容・特徴にとって、きわめて不利になる、以下のようなものが並んでいる。

「民主政治の意義」（２）

「世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力しあうことが重要であることを認識させる」（３）

「現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断する」（４）

ついでに指摘しておけば、以下のような委員の視点から、扶桑社版を評価し、その採択を求めることは、明らかに、上記（３）の「目標」に完全に反しているものである。

「拉致問題を含め我が国周辺の問題に関しましては、他国との争点もひるまずに書かれていますし、正しい国家観を学ぶことができます。」

⑥ 「今治市教育委員会基本方針」に則った教科書調査・評価・検討・審議は、まったく不可能である。

被告は、準備書面において、今治市教育委員会基本方針も「採択に当たっての重要な要素の一つとなることはいうまでもない。」としている。

「基本方針」は以下のとおりである。

- 1 知力と体力の向上を図る
- 2 思いやる心とたくましい精神を育む
- 3 公德心と郷土愛を育む

(乙 第7号証)

しかし、この「基本方針」で、どうやって、教科書を調査・比較したり、検討・審議したりするのだろう。

たとえば、歴史教科書の、日本の室町時代の記述を、この「基本方針」から評価したらどうなるのだろう。

室町時代の歴史的出来事や生活の実態、時代の流れや時代の全体像、これらについての記述の仕方や内容が、「知力と体力の向上を図る」という「基本方針」に合っているか、「思いやる心とたくましい精神を育む」という「基本精神」に合っているか、あるいは、「公德心と郷土愛を育む」という「基本精神」に合っているか、と言う視点・観点から、各社教科書を調査・比較したり、検討・審議したりするということだろうか。

このような調査・比較・検討、採択審議など、やりようがないことは、素人・専門家を問わず、誰の目にも明らかだろう。たとえば、数学や理科の教科書を、上記「基本方針」に合致しているかどうかを検討・審査する、などということ想像すれば、このことが、より不可能で、突拍子もないことであることが、明らかだろう。

この「基本方針」が、教育方針として良いかどうかの是非は、ここでは問わない。これらは、「道徳」的標語・スローガンに過ぎないものであるから、仮に、原告らが、もっと良いと思われる標語やスローガンを作ったとしても、それらは、教科書を検討したり、審査したりするときの視点や観点にはなりようがないのである。

内容はまだ基礎的段階であったとしても、それぞれの科目の記述内容は、その前提に、それぞれの学問の専門性が存在している。したがって、それらの記述内容を調査・審査するための視点・観点に成り得る言葉と、「基本方針」に掲げている「道徳」的標語・スローガンとは、まったく次元の違う質の言葉なのである。いわば、それは、物差しで体重を計ろうとするようなものなのである。

実際、当該採択審議においても、「今治市教育委員会基本方針」という言葉や、

この中の「郷土愛」「公德心」という言葉は出てくるが、これらを視点・観点として、各社教科書の記述内容を具体的に比較・検討したという話も、そのようにした結果どうだった、というような話も、まったく出てきてはいない。扶桑社版だけに絞った形でも、たとえば、「扶桑社版のどこそこの時代の記述内容を、『公德心と郷土愛を育む』という視点・観点で調査したら、こうこうだったから扶桑社版の採択を希望する」というような形での報告や発言は、まったくなかったのである。

つまり、「今治市教育委員会基本方針」に則った教科書調査・審査、採択審議は不可能であるゆえに、教育委員らは、この「基本方針」に則った採択審議は、一切やっていないのである。

⑦ 教育委員らは、「今治市教科書採択基本方針」に則った採択審議を行ったか？

「基本方針」は以下のとおりである。

- 1 「教育基本法」及び「学習指導要領」改訂の趣旨に則し、各教科の目標の達成に適したものであること。
- 2 「今治市教育委員会基本方針」に則したものであること。
- 3 基礎的・基本的事項の定着に重点を置くとともに、発展的な学習の取扱いや単元（題材）の構成などについて、児童・生徒の創造的な能力や自発的な学習態度の育成を図るものであること。
- 4 生徒の実態に即し、教科の学力向上に寄与するものであること。

（乙 第6号証）

当該採択審議が「1」と「2」に則したものであったかどうかについてはすでに検証し、則したものではなかったことを立証した。

「3」については、このような視点からの委員の発言は、皆無である。また「基礎的・基本的事項の定着に重点を置く」という「方針」から教科書を選定するためには、各社の教科書のうち、どの教科書が、「基礎的・基本的事項」を正確に、かつ必要十分に記述しているかを調査・検討しなければならない。

しかし、このことをし得る先生らの「調査報告書」やそれに基づく「採択協

議会の答申」の「勘案」を、この「基本方針」で決められているにもかかわらず、全くせず、無視して、自分たちの「好みや独善性に基づき恣意的に決定した」結果、基礎的事項の誤り・間違いが数十箇所もある扶桑社版を採択することとなったのである。(証拠甲45証 参照)

このような採択結果そのものが、「3」の方針に則った採択審議をしなかったことを、何よりも雄弁に物語っている。

要するに、教育委員らは、「基本方針 3」に則った採択審議は、まったく行っていないのである。

「4」の「方針」であるところの、「生徒の実態に即し」た教科書を選ぶためには、当然ながら、まずは、「生徒の実態」を熟知していることが必要不可欠であり、大前提である。これを熟知しているのは、当然、学校現場にいない教育委員らではなく、先生たちである。

しかし、教育委員らは、その先生らの作成した「調査報告書」や、それに基づく「採択協議会の答申」を無視し、排して、採択を行ったのだから、「生徒の実態に即し」た教科書を採択するつもりは、さらさらなかったのである。

つまり、委員らは、「基本方針 4」に則った採択を行わなかったし、また、行うつもりもなかったのである。

以上、教育委員らが、「今治市教科書採択基本方針」に則った採択を行わなかったことは、あまりに明らかである。

二 当該採択は、「文科省初等中等教育局長通知」に反している。

当該採択が「文科省初等中等教育局長通知」に反していることは、これまでも再三述べてきたことである。(準備書面(7)及び(16))

当通知は、以下のとおりである。

「教科書の採択は〔略〕教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

〔略〕

教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。〔略〕」

この「通知」で「徹底」させようとしていることは、簡潔・明瞭である。

教科書の採択は、十分な調査研究に基づかなければならない。そして、そうすることによって、適切な採択を行わなければならない。この通知では、このことを二度にわたって述べているのである。

いわく、教科書採択は「綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。」「教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものである」。

しかし教育委員らは、自ら「綿密・十分な調査研究」をしなかったのはもちろん、先生らによる「綿密な調査研究」であるところの「調査報告書」を「参考資料として用い」ることも全くせず、それらを全く無視して、「私的な好みや独善性に基づき」、委員らのまったく独断で当該採択を行ったことは、上記「一」で、立証したとおりである。

したがって、当該採択が当「通知」に反していることは、あまりにも明らかである。

三 結語

「一」から明らかのように、教育委員らは、当該「教育委員会の会議において、調査報告書及び採択協議会の結論、愛媛県教育委員会の選定資料を参考資料として用い」ることをせず、「教育基本法の理念に則った視点からの各教育委員らの意見を述べ」ず、また「学校教育法」「学習指導要領に示す目標」「今治市教科書採択基本方針」「今治市教育委員会基本方針」にも則らず、「教育委員らの私的な個々人の好みや独善性に基づき」、独断かつ「恣意的に」、採択教科書を「決定した」のである。

したがって、「二」で明らかにしたように、教育委員らの当該採択行為は、明白に「文科省初等中等教育局長通知」に反しているのである。

以上から、「教育委員会が行った採択は、法律の定めるところにより、その裁量の範囲内で行ったもので」はないことは、あまりにも明白である。

以上

添付資料

証拠甲45号証 <扶桑社版歴史教科書の明白な誤り> 一覧 各1通